

令和5年4月20日

保護者等の皆様

横浜市立横浜総合高等学校

校長 横田 孝行

「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」校内設置のお知らせ

日頃より本校の教育活動についてご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、本校では生徒が安心して学業に励むことができる環境整備の一環として、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を校内に設置しておりますのでお知らせいたします。当事者のほか、保護者、当事者から相談を受けている友人なども、当事者の求めに応じて窓口担当に連絡することができます。人権尊重の観点からプライバシーの保護には十分に配慮しておりますのでご安心ください。

セクシュアル・ハラスメント相談窓口

副校長	石米 誠	前田智子	(2階校務センター2)
生徒指導部	近内真一	小野寺ゆみ子	(1階指導センター)
養護教諭	森岡多恵	矢島 瞳	(1階保健室)
S C	和田貴枝	谷地森久美子	(1階相談室)

* 相談を希望される場合は、直接上記担当者までご連絡下さい。

横浜総合高等学校 045-744-1900

教育総合相談センター(一般教育相談窓口) 045-671-3726

***** セクシュアル・ハラスメントとは *****

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の望まない性的な言動または性差別的な意識に基づく言動であって、就学・就労などの関係においてなされる「他の者を不快にさせる性的な言動」を指します。セクシュアル・ハラスメントかどうかの判断は、あくまでその言動を受けた者の主観が基準で、本人が不快に思うか否かによります。例えば次のような場合があります。

- ・地位や立場という「力関係」を利用して性的な言動への対応によって相手に利益もしくは不利益を与えた場合。
- ・就学上・就労上の利益の代償あるいは対価として性的要求をした場合。
- ・不利益が明示されなくても、相当な期間にわたる性的な言動によって不快な環境を醸成したり、関係者の人格を著しく傷つけたりした場合。

セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性に対するもの、同性間のものも対象になります。上下関係にあるもの間だけでなく、同僚・同級生の間、あるいは生徒から教職員に対してなされる場合も含まれます。